

第2期
三宅町地域福祉計画
三宅町地域福祉活動計画
概要版



令和7(2025)年3月
三宅町
三宅町社会福祉協議会

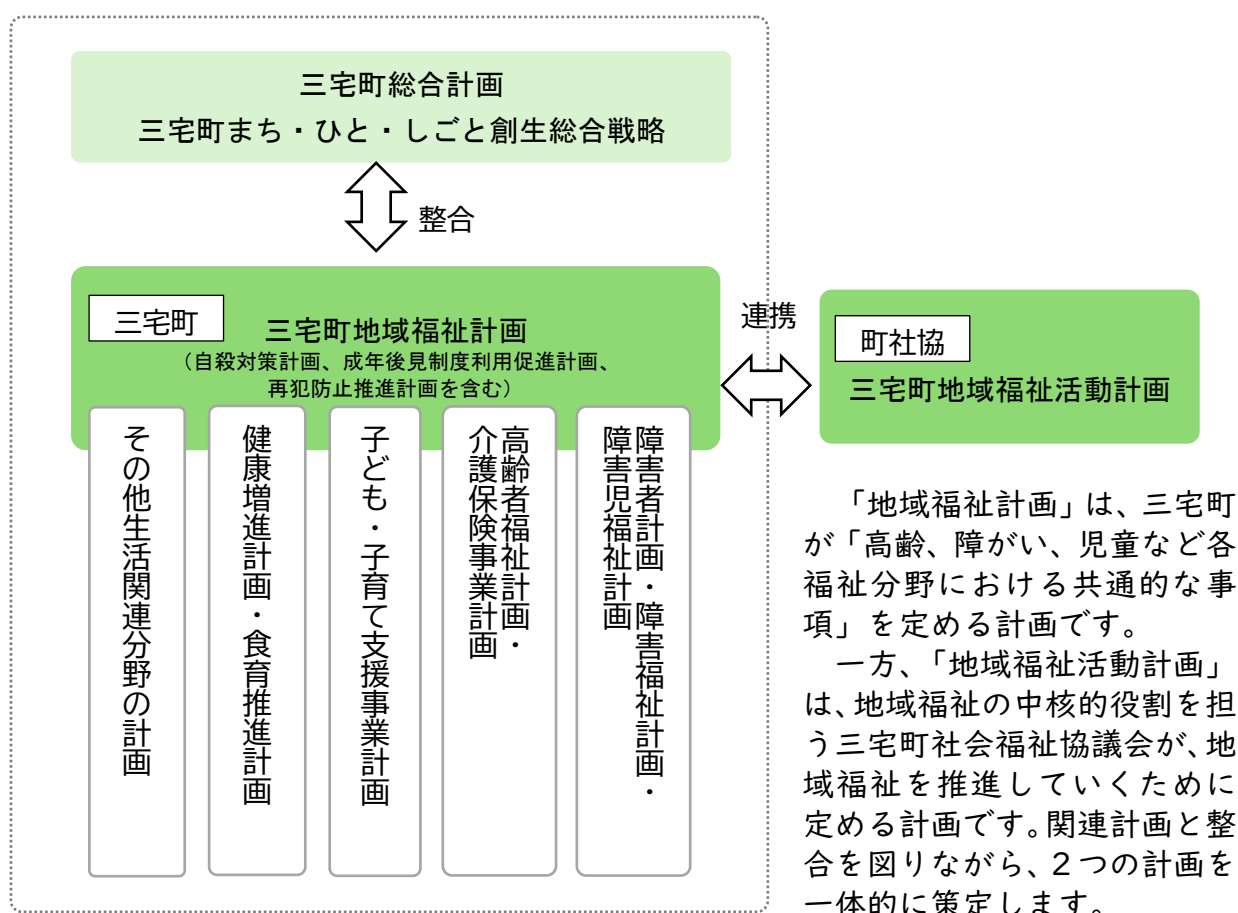
01 地域福祉計画ってなに？

(1) 計画の位置づけ

新型コロナウイルス感染症の影響もあいまって、社会的な孤独・孤立の問題が深刻化しており、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け、助けられる相互関係をつくっていくことがますます重要になっています。

これまでの取組を継承・発展させるための「第2期三宅町地域福祉計画・三宅町地域福祉活動計画」を策定しました。

関連計画



計画の期間

令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
第2期計画					第3期計画

(2) 策定の方法

住民アンケート調査（回収数 443 票、回収率 36.9%）や、団体ヒアリング、みやぼうプロジェクト会議、計画策定委員会などで、住民の皆さんと協働で策定しました。

アンケートで「自分自身でご近所で支援や協力できること」（複数回答）をたずねたところ、「あいさつや安否確認などの声かけ」をはじめ、住民の皆さんが様々な支援・協力を行いたい意向を持っていることが明らかになりました。

団体ヒアリングでは、ボランティア活動を次代へ継承していくことが重要といった意見が出されました。

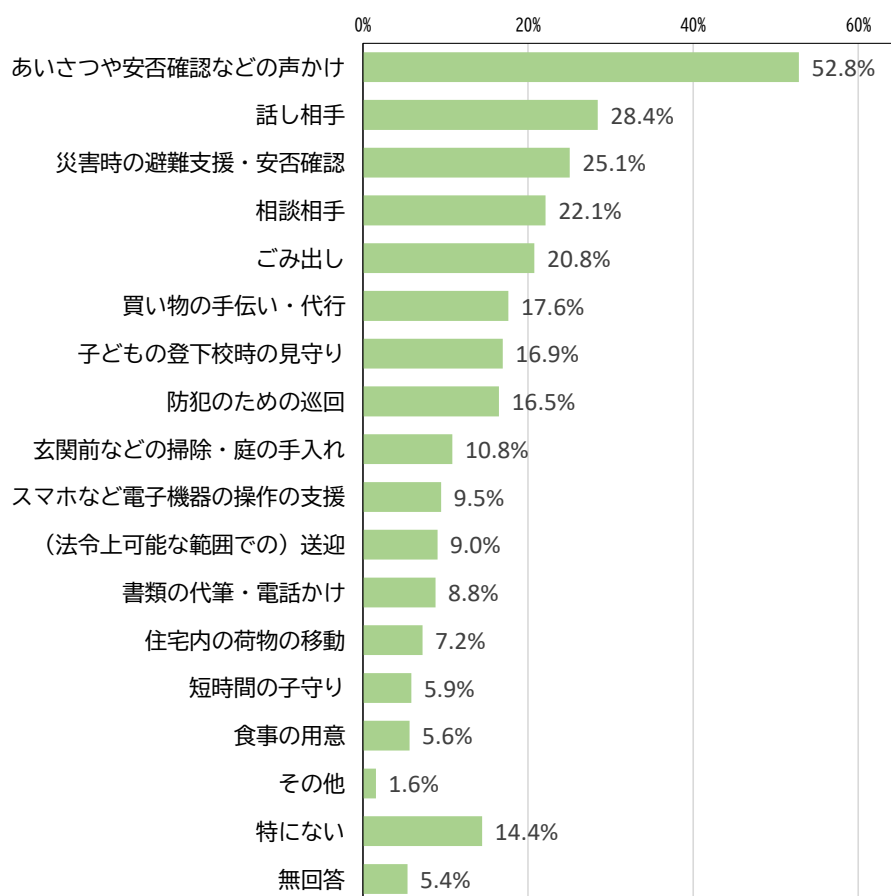
「みやぼうプロジェクト会議」（参加者 19 名）は、アドバイザーである龍谷大学社会学部現代福祉学科准教授の川中大輔先生の進行のもと、令和 5 年度に 3 回にわたって、グループワーク形式で前計画の検証を行いました。

策定委員会（委員 18 名）は、令和 6 年度に 3 回にわたって、グループワーク形式も採り入れながら、計画案の検討・協議を行いました。

みやぼうプロジェクト会議の様子



自分自身でご近所で支援や協力できること



たくさんの方にご協力いただき、ありがとうございました。
計画の推進にあたっても、住民の皆さんと協働で進めてまいります。

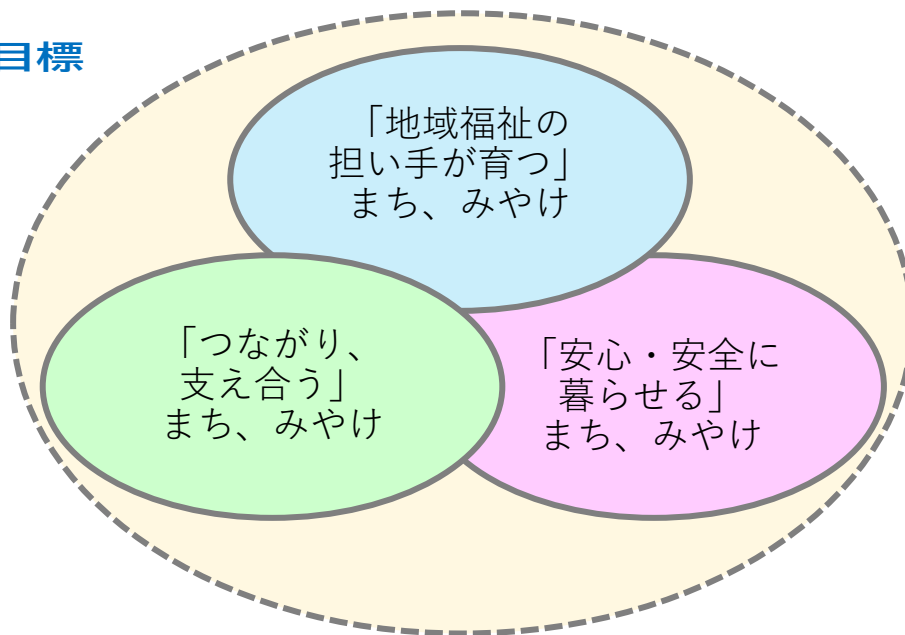
策定委員会の様子



基本理念

支え合い、みんなで創る みやけの暮らし

基本目標

**基本目標1 「地域福祉の担い手が育つ」まち、みやけ**

地域福祉に関する広報活動や学習機会を充実するとともに、地域福祉に関心のある住民が気軽に参加できるきっかけや仕組みづくりに取り組むことで、住民一人ひとりの社会参加を促進し、将来の地域福祉を担う人材づくりを進めます。

基本目標2 「つながり、支え合う」まち、みやけ

地域での孤立を防ぎ、困った時に助け合うことができるよう、様々な世代や主体とのふれあい・交流ができる場を通して地域のつながりを広げるとともに、お互いに支え合い、助け合いが育まれる環境づくりを進めます。

さらに、多様化・複雑化する福祉ニーズに応えるために、地域福祉を支える関係機関や団体などとの連携・協力を推進することで、支え合いのネットワークづくりを強化します。

基本目標3 「安心・安全に暮らせる」まち、みやけ

支援が必要なすべての人に必要な支援が的確に届き、誰もが安心して暮らしていけるよう、地域住民や関係団体と連携しながら、災害時の要支援者への支援や相談支援、福祉サービスの提供、権利擁護支援など、様々な支援や支援のための整備を図ります。

03 施策の方向

14本の施策を、住民の皆さんとともに進めます。

基本目標1 「地域福祉の担い手が育つ」まち、みやけ

基本施策1 地域福祉への関心の醸成

地域住民が町内に存在する様々な生活課題を「我が事」と感じ、福祉活動に積極的に参加するために、地域福祉に対する理解を深め、主体的に参加しようとする意識の醸成を図ります。



【町民の役割】
ご近所と「ちょっとした関わり」を持ち、つながりをつくりましょう。

基本施策2 福祉教育・学習の推進

互いを尊び、ともに支え合う心を育む福祉教育・福祉学習は、心豊かな地域社会を形成する上で重要であり、地域福祉を推進する基礎となります。

教育委員会と町社協、各種団体・事業所が連携し、幼稚園・小中学校の授業や課外活動での福祉教育・福祉学習を進めるとともに、社会教育・生涯学習での福祉教育・福祉学習を推進します。



【町民の役割】
福祉学習や体験の機会に参加しましょう。

基本施策3 地域福祉を担う人材の育成・支援

地域福祉課題の改善・解決を図るためには、地域福祉活動に取り組む担い手を確保することが重要です。住民が持っている知識や経験、思いを活かすことができるよう、養成講座やフォローアップ講座などにより、継続的な育成・支援を進めます。



【町民の役割】
自分の知識や経験を地域活動やボランティア活動に生かしましょう。

基本目標2 「つながり、支え合う」まち、みやけ

基本施策4 「居場所、交流の場」機能の強化

住民同士がつながるためには、人と人との知り合い、交流することが重要です。子どもから高齢者までの多様な世代や様々な人がつながれるよう、楽しく活動や交流ができる「居場所、交流の場」の提供や運営を支援します。



【町民の役割】
集いや交流の場に積極的に参加しましょう。

基本施策5 地域での見守り、助け合いの促進

「おはよう」や「こんにちは」等のあいさつ運動の奨励や、小地域ネットワーク活動の振興を通じて、地域での顔の見える関係づくり、見守り、支え合う関係づくりを進めます。



【町民の役割】
「学校見守り隊」の活動に気軽に参加しましょう。

基本施策6 地域住民活動の活性化

水害や南海トラフ地震などに備える自主防災、アザサやヤエザクラによる景観形成、「三宅ますます元気体操」などによる地域介護予防など、地域コミュニティ単位での既存の住民福祉活動の継続・発展を支援するとともに、新しい活動の育成を図っていきます。



【町民の役割】
興味のある活動に積極的に参加しましょう。

基本施策7 地域福祉を支える関係機関や団体との連携強化

地域住民の福祉ニーズを把握し、必要な支援に結びつけていくためには、関係機関や団体と連携し、分野横断的なネットワークを構築することが重要です。

地域ケア会議、磯城郡地域自立支援協議会など、様々な機会を通じて、関係機関や団体との連携・協調に努めます。



【町民の役割】
各団体同士で積極的な交流を図りましょう。

基本目標3 「安心・安全に暮らせる」まち、みやけ

基本施策8 包括的かつ多機関協働による相談・支援体制の推進

分野ごとの相談支援を基本としつつ、複合化したニーズをとらえ、必要な支援をコーディネートする「相談支援の『包括化』」を推進します。

また、「困っているのに相談に来られない方」へのアウトリーチ型相談（訪問相談）を展開するとともに、多機関協働の支援会議などを通じて、複合的な課題の把握と対応に努めます。



【町民の役割】

どこに相談すればよいかわからない時は、一人で悩まず役場窓口を訪ねるようにしましょう。

基本施策9 情報提供の充実

地域にどのような制度・サービスがあるのか住民へ広く周知し、必要な人が必要ときに情報を手に入れられるよう、既存の媒体の活用を図るとともに、デジタル技術、AI技術などを活用した効果的な情報提供・情報発信手段の導入を検討していきます。



【町民の役割】

自らが入手した福祉に関する情報を、近隣で情報を必要としている人にお知らせしましょう。

基本施策10 地域生活を支えるサービスの充実

住み慣れた地域の中で安心して生活するため、高齢者、障がい者、子育て世帯等に対する各種福祉サービスについて、必要ときに適切なサービスを受けることができるよう、サービス提供体制の充実と質の確保に努めます。



【町民の役割】

地域の人々の支援ニーズを知り、できることがないか、一緒に考えましょう。

基本施策11 権利擁護の推進（三宅町成年後見制度利用促進計画を包含）

判断能力が不十分な状態であっても、地域で自立して暮らしていけるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用促進を図ります。

また、虐待などの人権侵害を早期に発見し、権利擁護を行うため、各種協議会などのネットワークの強化に努めます。



【町民の役割】

成年後見制度について正しい知識を身につけ、適切に利用しましょう。

基本施策 12 再犯防止の推進（三宅町再犯防止推進計画を包含）

磯城地区保護司会など関係機関・団体の協力を得て、社会を明るくする運動等による啓発活動を進めるとともに、犯罪をした人の多くは、仕事・住居・生活費・健康状態・修学・社会的孤立等の問題を抱えていることから、福祉的な施策を織り交ぜて円滑な社会復帰を促進していきます。



更生ペンギンのホゴちゃん、サラちゃん（法務省）

【町民の役割】
犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちへの理解を深めましょう。

基本施策 13 地域ぐるみの生活安全対策の強化

あいさつ・声かけ・見守りによる人のつながりづくりを基本に、地域ぐるみで自主防災・自主防犯体制の強化に努めます。

町社協では、災害時に応急対策活動を行う「災害ボランティア」の登録事業を進めるとともに、災害時に適切に「災害ボランティアセンター」を開設できるよう、設置・運営訓練等を計画的に実施します。



【町民の役割】
災害時の行動について、避難場所やお互いの連絡の取り方等、家族と話し合いましょ

基本施策 14 すべての人にやさしい福祉のまちづくり

道路や公共施設など公共空間の整備に際しては、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの普及に努めます。

また、障害者差別解消法の「合理的配慮」をはじめ、多様性を認め合う共生社会づくりに向けた意識啓発や実践活動を推進します。



【町民の役割】
バリアフリーやユニバーサルデザインの理念について理解しましょう。

第2期自殺対策計画

第2期地域福祉計画には、「第2期自殺対策計画」も掲載しています。

自殺者数ゼロを目指し、「ゲートキーパー」の養成をはじめとする「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

第2期三宅町地域福祉計画・三宅町地域福祉活動計画

令和7(2025)年3月

発行：三宅町・三宅町社会福祉協議会 編集：三宅町役場 住民福祉部 住民福祉課

〔三宅町役場〕

〒636-0213 奈良県磯城郡三宅町大字伴堂 689
Tel 0745-44-3073 Fax 0745-43-0922

〔社会福祉法人三宅町社会福祉協議会〕

〒636-0213 奈良県磯城郡三宅町伴堂 848-1
三宅町保健福祉施設「あざさ苑」内
Tel 0745-43-2078 Fax 0745-43-2018